

竹富町猫飼養条例改正（案）新旧対照表

現在の規定	改正後の案
○竹富町猫飼養条例 令和２年12月11日条例第27号 竹富町猫飼養条例 竹富町ねこ飼養条例（平成20年竹富町条例第15号）の全部を改正する。 目次 第１章 総則（第１条―第５条） 第２章 猫の適正な飼養及び保管（第６条―第20条） 第３章 イリオモテヤマネコの保護のための西表島に関する特則（第21条―第29条） 第４章 雑則（第30条―第36条） 附則 前文 竹富町は、日本最南端にある八重山諸島の中にあつて、その大半が国立公園に指定されている９つの有人島を有する島嶼町である。なかでも西表島は、国の特別天然記念物であるイリオモテヤマネコをはじめとしてカンムリワシやヤエヤマセマルハコガメなど世界的にも貴重な野生生物の宝庫である。その自然は、放し飼い猫やノラネコなどによって一時脅威にさらされていた。猫は、元来私たちのペット（愛玩動物）である一方で、ネズミ駆除のため放し飼いなど屋外に放置されることを常としてきた。しかしそれは同時に島固有の小動物を侵襲又は捕食し、かつ、イリオモテヤマネコに対しては猫白血病（F e L V）や猫エイズ（F I V）といった感染症のリスクをも発生させて、島固有の自然生態系に対して不可逆的、かつ、深刻な影響を及ぼすと懸念されている。 猫の放し飼いは、猫自体も交通事故や天敵からの攻撃、感染症などのリスクに常にさらされることになるので、動物愛護や動物福祉の観点からも看過	○竹富町猫飼養条例 令和２年12月11日条例第27号 竹富町猫飼養条例 竹富町ねこ飼養条例（平成20年竹富町条例第15号）の全部を改正する。 目次 第１章 総則（第１条―第４条） 第２章 猫の適正な飼養及び保管（第５条―第10条） 第３章 西表島等における取扱い（第11条―第20条） 第４章 所有者の判明しない猫（第21条・第22条） 第５章 雑則（第23条―第28条） 附則 前文 竹富町は、日本最南端にある八重山諸島の中にあつて、その大半が西表石垣国立公園に指定されている９つの有人島を有する島嶼町である。なかでも西表島は、国の特別天然記念物であるイリオモテヤマネコやカンムリワシをはじめとする、世界的にも貴重な野生生物の宝庫であり、令和３年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の構成資産の一つとして、世界自然遺産に登録がなされた。しかしながら、その自然は、放し飼い猫などによって一時脅威にさらされていた。猫は、元来私たちのペット（愛玩動物）である一方で、ネズミ駆除のため放し飼いなど屋外に放置されることを常としてきた。しかし、猫が屋外に存在することは、島固有の小動物に対する侵襲又は捕食、イリオモテヤマネコに対する猫白血病(FeLV)、猫エイズ(FIV)等の感染症のまん延等、島固有の自然生態系に対して不可逆的、かつ、深刻な影響を及ぼすリスクを内包することと同義でもある。 加えて、猫の放し飼いは、猫自体を交通事故、天敵からの攻撃、感染症等のリスクに常にさらすことでもあり、動物愛護や動物福祉の観点からも看過

現在の規定	改正後の案
できない。また本町の地理的要因による医療体制の脆弱さを考慮すると猫由来のトキソプラズマ症や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）その他新興感染症などの人獣共通感染症リスクは、全国と比較し一層重大、かつ、深刻な影響を与えることとなる。 竹富町では、こういった問題意識の下、平成13年に竹富町ねこ飼養条例を制定し、飼い猫の登録の義務化等を定めた。そして本条例は、イリオモテヤマネコ保全を主眼とした西表島特有の独自ルールを設けるべく、平成20年に全面改正された。具体的な改正内容は、西表島の飼い猫全頭に対するマイクロチップの義務化、猫白血病等の特定感染症に関する検査の義務化とそれに係る島外からの持込み制限、そしてり患個体に対する町長の登録拒否など、全国に先駆けたものであって、この猫問題対策をけん引してきた。 今般、本条例は、さらなる改正を踏まえて、西表島を含めた全ての島々に存在する貴重な自然を子々孫々まで持続可能性をもって、かつ、高い次元で保全するため、そして野生生物とペットの共生、そして島の人々の豊かで健全な暮らしの全てを一定の水準で維持するためにも、ここにこの条例の精度を更に上げることとした。 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、動物愛護及び動物福祉の理念に基づき、愛玩動物である猫の適正な飼養及び保管に関して、また放し飼い猫又は野良猫等屋外にいる猫の適正な管理に関して、それぞれ事項を定め、猫の健康及び安全の保持を図るとともに、猫が町民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるイリオモテヤマネコその他の西表島に生息する希少な固有（亜）種に害を加えることを防止し、もって世界自然遺産登録候補地として顕著で普遍的な価値があると評価された西表島をはじめとする町固有の自然環境の保全及び町民の健全な生活の維持又は向上を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	できない。また本町の地理的要因による医療体制の脆弱さを考慮すると、仮に猫由来のトキソプラズマ症、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)その他の人獣共通感染症がまん延した場合、全国と比較して本町社会に一層重大、かつ、深刻な影響を与えることとなる。 竹富町では、こういった問題意識の下、平成13年に竹富町ねこ飼養条例を制定し、飼い猫の登録の義務化等を定めて以降、平成20年及び令和2年にも条例改正を行い、猫の適正飼養に係る制度づくりに積極的に取り組んできた。今般、町内における猫の飼養状況のさらなる適正化を図り、健全な町民生活の実現及び竹富町における生物多様性の確保に寄与するため、この条例の精度を更に上げることとした。 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、愛玩動物である猫の適正な飼養及び保管に関する事項を定めることにより、動物愛護及び動物福祉の理念に基づき、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進を図るとともに、猫による生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止しすることで、もって豊かで健全な町民生活の実現及び竹富町における生物多様性の確保に寄与することを目的とする。 (各条に記載場所を分散移行)

現在の規定	改正後の案
(1) 飼い主 猫を所有する者をいう。 (2) 飼い猫 飼い主が飼養し、又は保管する猫をいう。 (3) 室内飼養 居室等の建物内部の隔てられた空間内において飼養することをいう。家屋周辺又は庭における飼養は、係留の有無に関わらず、ここにいう室内飼養とはいわない。 (4) 屋外 室内以外の場所をいう。 (町の責務) 第3条 町は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、町民及び獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等と連携、協力して、これを実施するように努めるものとする。 (町民の責務) 第4条 町民は、町が実施する施策に協力しなければならない。 (飼い主の責務) 第5条 飼い主は、猫の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって飼い猫に接するとともに、飼い猫をその終生にわたり誠意を尽くし飼養又は保管するよう努めなければならない。 2 飼い主は、飼い猫が人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。 3 飼い主は、人と愛玩動物の共生のみでなく、野生生物とも共存するよう配慮しつつ、飼い猫がイリオモテヤマネコその他の町の固有（亜）種並びにその生息地又はその生息環境を害することのないようにしなければならない。 第2章 猫の適正な飼養及び保管 (第7条相当の趣旨にて新設)	(町の責務) 第2条 町は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定するとともに、町民、獣医師、愛玩動物看護師、行政庁その他猫の愛護及び管理又は福祉並びに生活環境又は自然環境の保全に関する業務を担当する関係機関との連携又は協働により、これを実施するように努めるものとする。 (町民の責務) 第3条 町民は、人と猫が共生し、かつ猫と野生動植物が共存する社会の実現に向けて、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。 (所有者又は占有者の責務) 第4条 猫の所有者又は占有者は、猫の本能、習性及び生理を理解し、愛情をもって飼い猫に接するとともに、飼い猫をその終生にわたり誠意を尽くし飼養するよう努めなければならない。 2 猫の所有者又は占有者は、人と猫が共生する社会の実現に向けて、所有又は占有する猫が他人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。 3 猫の所有者又は占有者は、猫と野生動植物が共生する社会の実現に向けて、所有又は占有する猫が自然環境の保護上の支障を及ぼすことのないように努めなければならない。 第2章 猫の適正な飼養及び保管 (所有者による届出) 第5条 竹富町内（字南風見、字南風見仲、字古見、字高那、字上原、字西表及び字崎山地内を除く。以下この章において同じ。）に居住する猫の所

現在の規定	改正後の案
(飼い主の遵守事項) 第6条 飼い主は、飼い猫の飼養及び保管に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) えさ及び水を適正に与えること。 (2) 疾病の予防及び健康の保持に必要な検査、予防接種、治療その他の措置を講ずること。 (3) 公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を汚損させないこと。 (4) その他、人の身体及び財産並びに生態系に害を加えないように飼い猫を飼養し、又は保管すること。 (登録)	(4) 飼い猫を譲渡した場合 (5) 飼い猫が死亡した場合 2 前項の届出を行おうとする者は、変更が生じた事項その他の規則で定める事項を記載した届出書(第2号に該当する場合においては書類を含む。)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、第1項の届出(同項第1号及び第2号に係る届出に限る。)があったときは、届出者に対し、必要に応じ、遅滞なく変更後の事実に基づく飼養登録証を交付しなければならない。 (飼い主の遵守事項) 第8条 飼い主は、飼い猫を適正に飼養し、又は保管するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 建物の内部において飼養し、又は保管すること。 (2) 飼い猫を飼養する室の温度及び衛生管理を適切に行うこと。 (3) 屋外への逸走防止措置を適切に講ずること。 (4) 飼い猫が屋外へ逸走した場合においては、その旨を直ちに町長に通報するとともに、当該猫の搜索、捕獲その他の必要な措置を講ずること。 (5) 適正にえさ及び水を与えること。 (6) 疾病及びけがの予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、飼い猫が疾病にかかり、又は負傷した場合においては、獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。 2 町長は、前項第4号の規定による通報があったときは、飼い主が講ずる搜索、捕獲その他の必要な措置を支援し、かつ自らも当該猫の搜索、捕獲、収容、返還その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、町長は飼い主に対し、その措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。 (削除。同趣旨は第5条へ)

現在の規定	改正後の案
第7条 飼い主は、竹富町に住所を有する者（観光客、季節（短期）労働者その他の竹富町に一時的に滞在する者（以下、「観光客等」という。）を除く。）にあっては猫を取得した日（生後60日以内の猫を取得した場合にあっては、生後60日を経過した日）の翌日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、竹富町長（以下、「町長」という。）に飼い猫の登録を申請しなければならない。 2 町長は、前項の申請があったときは、原簿に登録し、飼い主に飼養登録証及び飼養表示票を交付しなければならない。 （登録料） 第8条 飼い主は、前条の登録の際に、飼い猫1匹につき1,000円の登録料を納付しなければならない。ただし、町長が認めた場合には、登録料を減額し、又は免除することができる。 （登録の変更及び抹消） 第9条 飼い主は、飼い猫に死亡若しくは譲渡の事由が生じた場合、又は飼い主が転出届をした場合には、当該事由が生じた日から起算して30日以内に、町長が別に定めるところに従って、町長にその旨を届け出、登録の変更又は抹消の手続を行わなければならない。 2 町長は、前項の届出があったときは、当該猫の登録の変更又は抹消をしなければならない。 （個体識別措置及び所有明示） 第10条 竹富町に住所を有する飼い主（観光客等を除く。）は、規則で定めるところにより、飼い猫にマイクロチップ（規則で定める規格に適合したものに限る。以下、同じ。）の埋込みを行い、第7条第1項の規定による登録の申請の際に、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を提出しなければならない。 2 町長は、第7条第1項の規定による登録申請があった場合において、前項の証明書の提出がないときは、その登録を拒否しなければならない。 3 何人も、飼い猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするために、町長が別に定めるところに従って、遅滞なく、一定の措置を講じな	(第6条へ移行) (削除。同趣旨は第7条へ) (削除。同趣旨は第5条第1項本文へ)

現在の規定	改正後の案
ればならない。 (室内飼養) 第11条 何人も、町内で猫を飼養する場合には、室内飼養を原則とする。 (汚物等の適正処理) 第12条 飼い主は、飼い猫のふん尿その他の汚物を適正に処理しなければならない。 2 飼い主は、猫を飼養することで、悪臭及びハエ、ノミ、ダニその他の衛生害虫を発生させてはならない。 (繁殖の制限及び室内飼養の義務化) 第13条 町長は、飼い主が飼い猫に対して未だ不妊手術、去勢手術等の繁殖を制限する措置（以下、「繁殖制限措置」という。）を講じておらず、又は当該猫を屋外に放出又は逸走させるおそれがあると思料する場合には、たとえ自然生態系又は公衆衛生に重大、かつ、深刻な影響があるとの確証がない場合でも、当該猫の飼い主に対して、繁殖制限措置及び室内飼養を講ずるよう命ずることができる。 (飼養頭数の制限) 第14条 飼い主は、飼い猫の数がおおむね10匹未満になるように努めなければならない。 (逸走の防止) 第15条 飼い主は、飼い猫が屋外に逸走しないようにしなければならない。 2 飼い猫を逸走させた者は、直ちに町長その他の関係機関に通報するとともに、逸走した猫の搜索及び捕獲等、必要な措置をとらなければならない。 3 町長は、逸走した猫の捕獲、保護収容及び返還に係る費用の全部又は一部を、飼い主に対して請求することができる。 4 飼い主は、町長が行った猫の捕獲、保護収容又は返還について、故意又は重過失によって違法に損害を加えた場合に限り、損害賠償を請求することができる。 (遺棄の禁止)	(第8条へ移行) (第8条へ移行) (第9条へ移行) (所有頭数の制限) 第9条 飼い主は、飼い猫に生殖を不能にする手術を受けさせることその他の措置により、所有する猫の総数が10頭未満になるように努めなければならない。 (第8条へ移行)

現在の規定	改正後の案
第16条 飼い主は、飼い猫を遺棄してはならない。 （飼養が継続困難となった場合の対処） 第17条 飼い主は、やむを得ず飼い猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者にその飼い猫を譲渡しなければならない。 （飼い猫以外への給餌等の禁止） 第18条 何人も、屋外にいる猫に対し、みだりにえさ、水その他の物品を与えてはならない。 （猫を占有する飼い主以外の者の責務等） 第19条 本条例第5条、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条並びに第16条は、飼い主以外の者で猫を占有又は保管する者について準用する。 （保護収容及び譲渡） 第20条 町長は、飼い主の判明しない猫を保護収容することができる。 2 町長は、前項の規定により猫を保護収容したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。 3 町長は、前項の公示期間の満了後も飼い主が判明しないときは、当該猫を、その飼養を希望する者で、適正に飼養することができると認められるものに譲渡することができる。 第3章 イリオモテヤマネコの保護のための西表島に関する特則 （特定感染症に係る検査） 第21条 西表島（西表島に近接する島で別に定めるものを含む。以下、同じ。）に住所を有する飼い主（観光客等を除く。）は、規則で定めるところにより、飼い猫に、猫免疫不全ウイルス感染症、猫白血病ウイルス感染症その他の感染症（以下、「特定感染症」という。）に係る検査又は診断を受けさせ、第7条第1項の規定による登録の申請の際に、獣医師が発行した検査（診断）証明書を町長に提出しなければならない。 2 町長は、西表島に住所を有する飼い主（観光客等を除く。）から第7条	(削除) (削除) (第21条へ移行) (占有者に対する準用) 第10条 第8条及び第9条の規定は、竹富町内に居住する猫の占有者について準用する。この場合において、第8条及び第9条中「飼い主」とあるのは「猫の占有者」と、「飼い猫」とあるのは「占有する猫」と読み替えるものとする。 (第22条へ移行) 第3章 西表島等における取扱い (削除。同趣旨は第11条へ)

現在の規定	改正後の案
第1項の規定による登録の申請があった場合において、前項の証明書の提出がないときは、その登録を拒否することができる。 3 町長は、第1項の検査により特定感染症にかかっていることが判明した飼い猫について、その飼い主に対し、隔離、移動の禁止若しくは制限又は特定感染症のまん延を防止するために必要なその他の措置をとるべきことを命じなければならない。 4 町長は、前2項の判断をするに当たっては、第31条により設置される第三者委員会の意見を最大限尊重しなければならない。 (持込みの制限) 第22条 何人も西表島に猫を持ち込もうとする場合には（観光客等による持込みの場合を除く）、事前に、規則で定めるところにより、その猫に特定感染症に係る検査又は診断及び予防接種を受けさせ、それらに係る獣医師が発行した検査（診断）証明書を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の検査により特定感染症にかかっていることが判明した猫について、西表島への持込みを禁止することができる。 3 町長は、前項の判断を行うに当たっては、第31条により設置される第三者委員会の意見を最大限尊重しなければならない。 (観光客等による持込みの制限) 第23条 観光客等は、西表島には猫を持ち込んで서는ならない。 2 前項の規定に違反して、西表島に猫を持ち込んだ者に対しては、町長は、「特定感染症」に係る検査又は診断を受けさせ、かつ、次条に定める感染症に係る予防接種を受けさせることができる。 (予防接種) 第24条 西表島に住所を有する飼い主は、規則で定めるところにより、飼い猫に、猫白血病ウイルス感染症その他の規則で定める感染症に係る予防接種を受けさせ、獣医師が発行した予防接種証明書を町長に提出しなければならない。ただし、当該予防接種は、獣医師が猫の健康状態を総合的に勘案し、これを免除又は猶予することができる。 (繁殖制限措置の実施)	(削除。同趣旨は第11条へ) (削除。同趣旨は第18条へ) (削除。同趣旨は第11条へ)

現在の規定	改正後の案
第25条 西表島に住所を有する飼い主は、飼い猫に対して繁殖制限措置を講じなければならない。ただし、町長が別に定める条件を具備した者は、この限りでない。 (放し飼いの禁止) 第26条 特定感染症に感染しているおそれのある猫は、屋内外を自由に入出りできる状態で飼養してはならない。 (多頭飼養の禁止) 第27条 西表島に住所を有する飼い主は、飼い猫をその者の属する世帯で最大5匹を超えて飼養し、又は保管してはならない。ただし、町長が許可した場合は、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。 3 町長は、前項の申請に係る飼養等について、第6条、第7条第1項、第10条第1項、第12条、第16条、第21条第1項、第24条及び第25条に規定する事項が遵守されているほか、猫の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境及び生態系の保全に支障がないと認められる場合でなければ、第1項の許可をしてはならない。 (譲渡のあっせん) 第28条 西表島に住所を有する飼い主は、第17条に規定する場合において、自ら飼い猫の譲渡先を見つけることができないときは、規則で定めるところにより、町長に新たな飼い主のあっせんを求めることができる。 2 町長は、前項の規定によるあっせんを求められたときは、当該飼い猫の譲渡を、その飼養を希望する者で、適正に飼養することができると認められるものにあっせんするものとする。 (第21条、第22条、第24条から第27条相当の趣旨にて新設)	(削除。同趣旨は第11条へ) (削除。同趣旨は第11条へ) (削除。同趣旨は第11条へ) (削除) (所有又は占有に係る許可) 第11条 次の各号に掲げる者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。ただし、公益上の理由その他規則で定める特別な理由がある場合においては、この限りでない。 (1) 竹富町字南風見、字南風見仲、字古見、字高那、字上原、字西表及び

現在の規定	改正後の案
	字崎山地内（以下「西表島等」という。）に居住する個人が、猫を所有しようとする場合 (2) 西表島等に居住する個人が、第一種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第12条第1項第4号の規定による第一種動物取扱業者をいう。）が所有する猫を占有しようとする場合 (3) 西表島等に居住する個人が、所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）第2条第16項に掲げる所有権留保契約をいう。）に基づき猫を占有しようとする場合 (4) 現に西表島等以外に居住し、かつ猫を所有する個人が、西表島等に居住し、かつ西表島等において所有する猫を飼養又は保管しようとする場合 (5) 西表島等に事業場を有する法人が、当該事業場において飼養又は保管することを目的として、猫を所有しようとする場合 (6) 猫を所有する法人が、西表島等に事業場を設置し、かつ当該事業場において所有する猫を飼養又は保管しようとする場合 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 (1) 個人にあつては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先 (2) 法人にあつては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先 (3) その他規則で定める事項 3 前項の申請書には、猫を適正に飼養又は保管できることを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、事実が明らかである場合その他の事由により、添付書類の全部を揃える必要がないと町長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。 4 町長は第1項の許可の申請があつたときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを、規則で定めるところにより審査をしなければならない。 (1) 西表島等において、猫免疫不全ウイルス感染症、猫白血病ウイルス感染症その他の感染症をまん延させるおそれがないこと。

現在の規定	改正後の案
	(2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の2第1項の規定の例によるマイクロチップの装着その他の手法により、第三者が当該個体から当該個体の所有者及び個体の識別に必要な情報を取得可能であること。 (3) 繁殖防止措置が講じられていること。 (4) 多頭飼育を行うものでないこと。 (5) その他、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進又は西表島等における生活環境及び自然環境の保全のために必要なものとして規則で定める基準に適合していること。 5 町長は、前項の規定による審査の結果により許可を与えることとするときは、あらかじめ、当該許可申請者にその旨を通知しなければならない。 6 許可申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、第1項の申請に係る猫(以下この章において「飼い猫」という。)1匹につき1,000円の事務手数料を納付しなければならない。ただし、町長が認めた場合には、事務手数料を減額し、又は免除することができる。 7 町長は、前項の規定による事務手数料を納付した者に対しては、遅滞なく飼養許可証を交付しなければならない。 8 町長は、第2項の規定による申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに、通常要すべき標準的な期間を定め、役場における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 (条件) 第12条 町長は、前条第1項の規定による許可には、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進又は西表島等における生活環境及び自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。 (許可の変更等) 第13条 第11条第7項の飼養許可証の交付を受けた者(以下この章において「飼い主」という。)は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなったときは、町長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

現在の規定	改正後の案
	(1) 第11条第2項の申請書の記載事項を変更しようとする場合 (2) 第11条第3項の書類の記載事項を変更しようとする場合 2 飼い主は、前項ただし書の規則で定める機微な変更をしたときは、14日以内にその旨を町長に届け出なければならない。 3 第1項の許可を受けようとする者又は前項の届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、変更に関する事項を記載した申請書又は届出書を町長に提出しなければならない。 4 第11条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定は、第1項の変更の申請について準用する。この場合において、第11条第7項中「前項の規定による事務手数料を納付した者に対しては、遅滞なく飼養許可証を」とあるのは「第1項の許可を行ったとき又は第3項の届出を受理したときは、遅滞なく変更後の事実に基づく飼養許可証を」と、同条第8項中「第2項の規定による申請書」とあるのは「第2項の規定による申請書」と読み替えるものとする。 (許可の失効) 第14条 飼い主が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。 (1) 転出届（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出をいう。）を提出したときは、飼い主 (2) 飼い猫を譲渡したときは、飼い主 (3) 死亡したときは、その近親者 2 飼い主は、飼い猫が死亡したときは、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。 3 前2項の届出を町長が受理したときは、当該届出に係る第11条第1項及び前条第1項の許可は、前項の届出事由が発生したときに遡ってその効力を失うものとする。 (許可の取消し) 第15条 町長は飼い主が死亡したときであつてかつ前条第1項の規定による

現在の規定	改正後の案
	届出をすべきものが特定できない場合、又は前条第1項の規定による届出をすべき者の住所及び居所が明らかでない場合においては、前条第1項の規定による届出をすべき事実を公告し、その広告の日から14日を経過しても当事者から届出がないときは、届出に係る飼い主に対する第11条第1項の規定による許可を取り消すことができる。 2 町長は、前条第1項又は第2項の規定による届出をすべき者が第26条第3項の規定による命令（前条第1項又は第2項の規定に関する命令に限る。）に違反した場合においては、当該届出に係る飼い主に対する第11条第1項の規定による許可を取り消すことができる。 3 前項の規定による処分については、竹富町行政手続条例（平成9年条例第13号）第2章の規定は、適用しない。 （西表島等における飼い主の遵守事項） 第16条 飼い主は、飼い猫を適正に飼養し、又は保管するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 第8条第1項各号に掲げる事項 （2） 飼い猫について、猫白血病ウイルス感染症その他の規則で定める感染症の予防接種（疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、猫に注射し、又は接種することをいう。以下同じ。）を、規則で定める期間ごとに受けさせること。ただし、当該猫に当該予防接種を受けさせることにより当該猫の健康および安全の保持上支障が生じるおそれがあるときは、この限りではない。 （3） その他、西表島等における自然環境の保全のために必要なものとして規則で定める事項 2 町長は、前項第1号の規定により準用する第8条第1項第4号の規定による通報があったときは、飼い主が講ずる搜索、捕獲その他の必要な措置を支援し、かつ自らも当該猫の搜索、捕獲、収容、返還その他の必要措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、町長は飼い主に対し、その措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。

現在の規定	改正後の案
(猫を占有する飼い主以外の者の責務等) 第29条 飼い主以外の者で猫を占有又は保管する者が西表島に住所を有する場合には、第19条に加えて、第21条、第24条、第26条、第27条第1項及び第28条第1項も準用する。 (第23条相当の趣旨にて新設)	(占有者に対する準用) 第17条 前条の規定は、西表島等における猫の占有者について準用する。この場合において、「飼い猫」とあるのは「占有する猫」と、前条第1項第1号の規定により準用する。第8条中「飼い主」とあるのは「猫の占有者」と読み替えるものとする。 (持込み許可) 第18条 何人も、町長の許可を受けなければ西表島等に猫を持ち込んではない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として持ち込む場合は、この限りではない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 (1) 個人にあっては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先 (2) 法人にあっては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先 (3) その他規則で定める事項 3 前項の申請書には、猫を適正かつ確実に管理できることを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、事実が明らかである場合その他の事由により、添付書類の全部を揃える必要がないと町長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。 4 町長は、公益上真にやむを得ない事情があると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。 5 第11条第1項の許可を受けた行為に付帯する行為として西表島に猫を持ち込む場合は、第1項の規定は適用しない。 (持込み許可の条件) 第19条 町長は、前条第1項の規定による許可には、猫の適正かつ確実な管理の実現のために必要な限度において、条件を付することができる。 (違反持込みに対する措置命令) 第20条 町長は、第18条第1項の規定に違反して西表島等に猫を持ち込んだ者に対し、猫の健康及び安全の保持並びに福祉の増進又は西表島等におけ

現在の規定	改正後の案
(第18条より移行)	る生活環境及び自然環境の保全のために必要な限度において、当該猫について獣医師による感染症に関する検査、診断を受けさせること、当該猫について感染症に関する予防接種を受けさせることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 第4章 所有者の判明しない猫 (屋外給餌等の禁止)
(第20条より移行)	第21条 何人も、屋外において猫にえさ、水その他の物品を与えてはならない。ただし、容器を用いて給餌又は給水（以下「給餌等」という。）を行い、給餌等を行った後は速やかに容器を回収し、かつ周辺住民生活環境の保全上の支障を生じさせることがないようにこれを行う場合にあっては、この限りでない。 (所有者の判明しない猫の収容) 第22条 町長は、屋外において猫を発見したときは、当該個体の健康及び安全の保持並びに生活環境及び自然環境の保全のため、当該個体を捕獲し、及び収容することができる。 2 町長は、前項の規定により収容した個体について、保有する届出及び許可情報を用いて、その所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めなければならない。 3 町長は、前項の措置を講じてなお第1項の規定により収容した個体の所有者又は占有者が判明しないときは、当該個体の性別及び外見上の特徴、捕獲の日時及び場所その他の規則で定める事項を14日間公示するものとする。 4 町長は、前項の公示期間満了の後1日以内に所有者又は占有者が当該個体を引き取らないときは、当該個体を、その飼養を希望する者に譲り渡すことができる。
第4章 雑則 (事務等の委託)	第5章 雑則 (事務等の委託)
第30条 町長は、本条例の執行について、動物の愛護又は福祉を目的とする団体、自然生態系保全を推進する団体その他の者に、これらに係る事務又	第23条 町長は、本条例の執行に係る事務（第11条から第15条まで及び第17条から第19条に係る事務を除く。）の全部又は一部を委託することができ

現在の規定	改正後の案
は事業を委託することができる。 (第三者委員会の設置) 第31条 町長は、本条例の実効性ある執行を目指して、専門的な知見を有する者で構成される第三者委員会を設置することができる。 (費用の負担) 第32条 第10条第1項の規定によるマイクロチップの埋込みに要する費用は飼い主の負担とする。 2 第20条第1項の規定により保護収容された猫の返還を求める者は、収容中の保管の費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。 3 第20条第3項の規定により猫の譲渡を受けようとする者は、その譲渡に要する費用を負担しなければならない。 4 第21条第1項及び第22条第1項の規定による検査、第21条第3項の規定による特定感染症のまん延を防止するための措置、第24条の規定による予防接種並びに第25条の規定による繁殖制限措置に要する費用は、飼い主の負担とする。 5 前4項の実施においては、町長が第三者委員会の意見を聴いて、町が補助することができる。 (報告及び調査) 第33条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者に対し、飼い猫の飼養又は保管の状況等について報告を求めることができる。 2 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その職員に、飼い猫が飼養又は保管されている場所に立ち入り、その飼養又は保管の状況等を調査させ、又は飼い主その他の関係者に質問させることができる。 3 前項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認めら	る。 2 前項の規定により町長から事務の委託を受けた者は、当該事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 (竹富町猫飼養条例推進委員会の設置) 第24条 本条例の目的を実現するために、町長の諮問に応じ重要事項を調査審議するため、竹富町猫飼養条例推進委員会を設置する。 (削除) (報告徴収及び立入検査) 第25条 町長は、猫の所有者又は占有者に対し、この条例の施行に必要な限度において、猫の飼養又は保管状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、猫を飼養又は保管している場所、その他の土地若しくは施設に立ち入り、設備、機材、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 町長は、獣医師、愛玩動物看護師、猫の所有者又は占有者の近隣住民、動物の愛護を目的とする団体その他の関係者に対し、この条例の施行に必要な限度において、猫の飼養又は保管状況その他必要な事項に関し報告を

現在の規定	改正後の案
れたものと解釈してはならない。 (指導、勧告及び命令) 第34条 町長は、第6条各号、第10条第1項若しくは第3項、第11条、第14条又は第18条の規定を遵守していないと認められる者に対し、必要があると認めるときは、猫の健康及び安全を保持し、人の身体若しくは財産又は生態系に対する侵害を防止し、又は地域の生活環境を保全するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて文書により勧告することができる。 2 町長は、第7条第1項、第9条第1項、第12条、第15条、第24条、第25条又は第26条の規定に違反していると認められる者に対し、当該規定に従い必要な措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて文書により勧告することができる。 3 町長は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (過料) 第35条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第21条第3項の規定により命ぜられた措置を行わなかった者 (2) 第22条第2項の規定による禁止に違反して、特定感染症にかかっている猫を西表島に持ち込んだ者 (3) 第23条の規定による禁止に違反して、猫を西表島に持ち込んだ者 (4) 第27条の規定による禁止に違反して5匹を超えて猫を飼養又は保管している者 (5) 第34条第3項の規定により命ぜられた措置を行わなかった者 2 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の過料に処する。	求め、又はその職員に質問させることができる。 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (勧告及び命令) 第26条 町長は、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項（第10条の規定により準用される場合を含む。）、第11条第1項、第13条第1項若しくは第2項、第14条第1項若しくは第2項、第16条第1項（第17条の規定により準用される場合を含む。）又は第21条の規定に違反していると認められる者に対し、期限を定めて、当該規定に従い必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 町長は、第12条又は第19条の規定により付された条件を履行していないと認められる者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 3 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (過料) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第5条第1項の規定に違反して町長による命令に違反した者 (2) 第20条又は前条第3項の規定による命令に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。 (1) 第5条第2項、第7条第2項若しくは第13条第3項の規定による届出書、第11条第2項、第13条第3項若しくは第18条第2項の規定による申請書又は第5条第3項、第7条第2項若しくは第18条第3項の規定による添付書類について、偽りの記載をして町長に提出した者

現在の規定	改正後の案
(1) 第15条第2項の規定による必要な措置をとらなかった者 (2) 第22条第1項の規定による検査（診断）証明書の提出を行わないで西表島に猫を持ち込んだ者 (3) 第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者 (委任) 第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、西表島に関しては、令和3年4月1日より施行し、それ以外の島嶼においては、令和4年4月1日より施行する。 (検討) 2 町は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	(2) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者 (委任) 第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年12月1日より施行する。 (経過措置) 2 この条例施行の日（以下、「施行日」という。）前にされた改正前の竹富町猫飼養条例（以下、「旧条例」という。）第7条第2項の規定による登録のうち、この条例第11条第1項各号に掲げる場合に該当する登録については、この条例第11条第1項の規定による町長の許可とみなす。 3 施行日前にされた旧条例第31条の規定による第三者委員会の設置は、この条例第24条の規定による竹富町猫飼養条例推進委員会の設置とみなす。